

それって迷惑です

- 1 **空き家に無断で入り込み庭木を選定したり草刈をしてそのまま放置するような行為はやめて下さい。**

空き家に無断で入り込むことは犯罪(刑法第130条住居不法侵入)です
持ち主の許可なく庭木の枝を切るのは犯罪(民法233条)です。
切り取った木や草をそのまま放置すると火災の危険があります。

- 2 **側溝のごみ除けにザルなどを使用し固定出来ていない**

大雨が降るとザルが流され下流側のごみ除けに引っ掛かりごみがあふれて
しまいます。

ザルなどを使用する場合は流されないようにしっかり固定して下さい。

- 3 **野良猫に餌を与えることは迷惑です。やめて下さい。**

野良猫に餌を与えることは周辺の住民に糞害や庭を荒らされるなどの迷惑を
かけています。

餌を与え続けると野良猫が増えて終始がつかなくなります。

南青葉台自治会 会長 播磨